

議員各位

健康福祉部理事

提供年月日	令和8年8月 日
担当部署	健康増進課
担当者名	所属長：田中 亜紀
連絡先	直通 077-561-2323 内線 3550

下記のとおりお知らせします。

令和8年度高齢者インフルエンザ定期予防接種に係る 高用量インフルエンザワクチンの使用取りやめについて

【内容】

標記の件につきまして、従来から実施しております、65歳以上高齢者を対象とした従来の標準量インフルエンザワクチンに加え、令和8年10月から新たに、75歳以上の高齢者を対象とした高用量インフルエンザワクチンを定期接種として開始する予定をしておりました。

しかしながら今般、厚生労働省より別添のとおり、製造販売業者における製造上の不具合等により流行期までの供給が困難であることから、令和8年度インフルエンザ定期予防接種として高用量インフルエンザワクチンを使用しない旨の通知がありました。

つきましては、令和8年度のインフルエンザにかかる定期の予防接種については、高用量インフルエンザワクチンの使用を取りやめ、従来どおり標準量インフルエンザワクチンのみの実施となりますので、御報告いたします。

【参考：高用量インフルエンザワクチン】

高用量インフルエンザHAワクチンは、現在用いられている標準量インフルエンザHAワクチンの4倍の抗原を含み、より強い免疫応答を誘導するワクチンです。インフルエンザは高齢者において特に入院及び死亡の割合が高く、その予防は公衆衛生上重要であるところ、国立感染症研究所がまとめた知見において、高齢者を対象として、高用量インフルエンザHAワクチンは標準量インフルエンザHAワクチンと比べ、優れた免疫原性、発症予防効果、入院予防効果が確認されています。

また、高用量インフルエンザHAワクチンの標準量インフルエンザHAワクチンと比較した相対的な有効性は、年齢が上がるほど高い傾向にあると報告されています。

【参考：市民の皆様・医療機関等への周知について】

現在、高用量インフルエンザワクチンの周知につきましては、市ホームページ、さわやか健康だよりにて周知しておりますが、今後、高用量インフルエンザワクチンの使用取りやめについて、市ホームページ、さわやか健康だより、広報くさつ（9月1日号）にて周知してまいります。

また、草津栗東医師会および予防接種実施医療機関へも栗東市と調整の上、別添のとおり速やかに連絡してまいります。

添付資料	・【事務連絡】令和8年度のインフルエンザに係る定期の予防接種について	P2
	・別添「エフルエルダ®筋注」発売時期変更のご案内	P3 - 4
	・【参考】周知状況等：市ホームページ P5、さわやか健康だより P6、広報くさつ（案）P7	
	・【参考】医師会及び医療機関への連絡（案）P8 - 9	

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 21 日

各

都道府県 市町村 特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和 8 年度のインフルエンザに係る定期の予防接種について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

インフルエンザについては、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）が実施されており、インフルエンザに対して行う定期接種にはインフルエンザ H A ワクチンを用いるものとされております。

第 64 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（令和 8 年 2 月 12 日）において、令和 8 年度のインフルエンザの流行期より、定期接種に用いるワクチンとして高用量インフルエンザ H A ワクチンを位置づける方針が了承されたところですが、**今般、製造販売業者より、製造工程における技術的な課題により、令和 8 年度のインフルエンザの流行期からの高用量インフルエンザ H A ワクチンの供給が困難である旨の報告を受けました。**製造販売業者からの報告内容の詳細は別添「「エフルエルダ®筋注」発売時期変更のご案内」を御参照ください。

これを踏まえ、令和 8 年度のインフルエンザの定期接種は、引き続きインフルエンザ H A ワクチンのみを用いることとし、**高用量インフルエンザ H A ワクチンについては、令和 8 年度の定期接種では使用しないことといたしました。**

貴自治体におかれましては、管下の医療機関等に対する周知等必要な対応をお願いいたします。

『エフルエルダ®筋注』発売時期変更のご案内

自治体関係者 各位

2026年7月

サノフィ株式会社

執行役員

ワクチンビジネスユニット ジェネラルマネジャー

ゴゼ・ウマーハン

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

高用量インフルエンザHAワクチン「エフルエルダ®筋注」(以下、エフルエルダ)について、2026年秋頃の発売に向けて準備を進めておりましたが、国内製造委託先における一部製造プロセスの確立・検証に関して、想定を上回る期間を要しており、当初の計画どおりの供給が困難となりました。なお、日本以外のエフルエルダには影響ございません。

また、エフルエルダにつきましては、第64回厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会)において、2026年10月1日より75歳以上の成人を対象に定期接種化される方針が了承されておりましたが、上記の供給状況を踏まえ、「令和8年度のインフルエンザに係る定期の予防接種について(2026年7月21日発出)」にて厚生労働省から公表されましたとおり、2026/27シーズンの定期接種への導入は見送られることになりましたので、併せてご案内申し上げます。定期接種化に向けた準備を進めていただいている自治体関係者の皆さまをはじめ、関係各位にご負担とご迷惑をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

これらの事項は、臨床試験で確認されたエフルエルダの有効性及び安全性に影響を与えるものではございません。弊社といたしましては、できるだけ早く日本の皆さまの下へエフルエルダをお届けできるよう、引き続き発売の準備を進めております。詳細が確定次第、改めてご案内申し上げます。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

【本件に関するお問い合わせ先】

サノフィワクチンコールセンター

フリーダイヤル:0120-870-891

受付時間:月~金 9:00 ~ 17:00 (祝日・会社休日を除く)

『エフルエルダ®筋注』発売時期変更のご案内

医療関係者 各位

2026年7月

サノフィ株式会社

執行役員

ワクチンビジネスユニット ジェネラルマネジャー

ゴゼ・ウマーハン

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

高用量インフルエンザHAワクチン「エフルエルダ®筋注」(以下、エフルエルダ)について、2026年秋頃の発売に向けて準備を進めておりましたが、国内製造委託先における一部製造プロセスの確立・検証に関して、想定を上回る期間を要しており、当初の計画どおりの供給が困難となりました。なお、日本以外のエフルエルダには影響ございません。

また、エフルエルダにつきましては、第64回厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会)において、2026年10月1日より75歳以上の成人を対象に定期接種化される方針が了承されておりましたが、上記の供給状況を踏まえ、「令和8年度のインフルエンザに係る定期の予防接種について(2026年7月21日発出)」にて厚生労働省から公表されましたとおり、2026/27シーズンの定期接種への導入は見送られることになりましたので、併せてご案内申し上げます。

これらの事項は、臨床試験で確認されたエフルエルダの有効性及び安全性に影響を与えるものではありません。弊社といたしましては、できるだけ早く日本の皆さまの下へエフルエルダをお届けできるよう、引き続き発売の準備を進めております。詳細が確定次第、改めてご案内申し上げます。

この度の変更につきまして、医療関係者の皆さまには多大なるご迷惑をお掛けしますこと、心よりお詫び申し上げます。

今後ともご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

【本件に関するお問い合わせ先】

サノフィワクチンコールセンター

フリーダイヤル: 0120-870-891

受付時間: 月～金 9:00～17:00 (祝日・会社休日を除く)

製造販売元: サノフィ株式会社

〒163-1488

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

VMK.EFL.OIN.26.059

sanofi

対象者

接種当日に65歳の人（65歳の誕生日の1日前から66歳の誕生日の1日前まで）

対象者には65歳の誕生日の前月に接種券を送付します。接種期間は66歳の誕生日の1日前までです。接種券に記載されている期間内に接種してください。対象者のうち、転入者または接種券を紛失した人は、接種券を（再）発行しますので、担当課までご連絡ください。

接種当日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。

接種券はありませんので接種を希望する場合は医師にご相談ください。**ただし、該当することが確認できる証明書（例：障害者手帳）を医師に提示する必要があります。**

注記：過去に、任意接種（自己負担）で肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、医師が必要だと認める場合、定期接種の対象となります。ただし、過去に定期接種として23価もしくは20価の肺炎球菌ワクチンを受けた人は除きます。

接種料（自己負担額）

3,600円

高齢者の定期の予防接種について（インフルエンザ） —市ホームページ抜粋—

高齢者のインフルエンザ予防接種

インフルエンザの発症および重症化を予防する予防接種です。

接種券はありませんので、接種を希望する場合は接種実施医療機関にご自身で接種の予約をしてください（10月接種開始）。

また、令和8年10月から新たに高用量インフルエンザワクチンが定期接種に追加されます。対象者は接種日当日に75歳以上の人で、インフルエンザの発病および重症化を予防する予防接種です。標準量の4倍の抗原を含み、優れた発症予防効果、入院予防効果が確認されています。

実施期間

令和8年10月1日から令和9年1月末日まで（医療機関により、実施最終日は異なります）

ワクチンの種類

種類

使用ワクチン

標準量

接種日当日に65歳以上の人
接種日当日に60歳以上65歳未満で、

1. 心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、
2. または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。

対象者

接種を希望する場合は医師にご相談ください。

ただし、該当することが確認できる証明書（例：障害者手帳）を医師に提示する必要があります。

接種料
（自己負担額）

1,500円

高用量

接種日当日に75歳以上の人

注記：75歳以上の方は、標準量と高用量のどちらかを選択し、1回接種してください。

決まり次第、広報やホームページでお知らせします。

高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種

新型コロナワクチンは、発病後の重症化を防ぐワクチンです。

接種券はありませんので、接種を希望する場合は、ご自身で接種の予約をしてください（10月接種開始）。



接種日当日に草津市に住民登録をしている該当年齢の人が対象です。

市ホームページ
「予防接種」はこちら▶

		対象年齢・注意事項等																				
高 齢 者 の 定 期 予 防 接 種	帯状疱疹	帯状疱疹および帯状疱疹後の合併症を予防する予防接種です。令和7年4月から新たに定期接種となりました。 対 象 者：①令和8年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人 ②接種日当日に60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 ①の対象者には5月上旬～中旬ごろに接種券を送付します。接種日当日に医療機関へ持参してください。 令和8年度以前に既に接種したことのある上記対象者は医師が特に必要と認めた場合のみ定期接種の対象となります。 ②の対象者には接種券の送付はありませんので、実施医療機関にご相談ください。 実施期間：令和8年4月～令和9年3月末日 接種回数：実施期間内に生ワクチンの場合は1回、組換えワクチンの場合は2回接種 （組換えワクチンは1回目接種から2か月あけて2回目接種が標準の間隔です） 接 種 料：生ワクチン：2,500円 組換えワクチン（1回接種分）：6,500円 免除申請：4月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照																				
	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症の発病および重症化を予防します。 対 象 者：●接種日当日に65歳以上の人 ●接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 実施期間：令和8年10月～令和9年3月末日（医療機関により、実施の最終日は異なります） 接種回数：実施期間内 1回 接 種 料：4,700円 免除申請：9月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照（接種は10月から開始）																				
	肺炎球菌感染症	肺炎球菌という細菌によって引き起こされる肺炎などの重症化を予防する予防接種です。 対 象 者：①接種日当日に65歳の人 ②接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 ①の対象者には65歳の誕生日前に接種券を送付します。過去に一度でも「肺炎球菌ワクチン」を接種した人は対象外となります。 ②の対象者には接種券の送付はありませんので、実施医療機関にご相談ください。 接種回数：対象期間内 1回（対象期間は接種券に記載しています） 接 種 料：3,600円（令和8年度中） 免除申請：4月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照 令和8年4月から肺炎球菌感染症予防接種に使用されるワクチンが変更となりました。これに伴い接種料も変更しています。詳細は下記の表のとおりです。接種券の色も変更しています。（ピンク色の接種券は使用できませんので注意してください）。 <table><tr><td></td><td>令和7年度まで（変更前）</td><td>→</td><td></td><td>令和8年度（変更後）</td></tr><tr><td>使用ワクチン</td><td>23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン</td><td></td><td>使用ワクチン</td><td>沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン</td></tr><tr><td>接 種 料</td><td>2,600円</td><td></td><td>接 種 料</td><td>3,600円</td></tr><tr><td>接種券の色</td><td>ピンク色</td><td></td><td>接種券の色</td><td>みずいろ</td></tr></table>			令和7年度まで（変更前）	→		令和8年度（変更後）	使用ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン		使用ワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン	接 種 料	2,600円		接 種 料	3,600円	接種券の色	ピンク色		接種券の色
	令和7年度まで（変更前）	→		令和8年度（変更後）																		
使用ワクチン	23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン		使用ワクチン	沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン																		
接 種 料	2,600円		接 種 料	3,600円																		
接種券の色	ピンク色		接種券の色	みずいろ																		
インフル エンザ	標準量	インフルエンザの発病および重症化を予防する予防接種です。 対 象 者：●接種日当日に65歳以上の人 ●接種日当日に60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に、自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する人、または、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人 実施期間：令和8年10月～令和9年1月末日（医療機関により、実施の最終日は異なります） 接種回数：実施期間内 1回 接 種 料：1,500円 免除申請：9月受付開始 ※下記「◎高齢者の定期予防接種料の免除について」を参照（接種は10月から開始）																				
	高用量	令和8年度10月から新たに定期接種となる、インフルエンザの発病および重症化を予防する予防接種です。標準量の4倍の抗原を含み、優れた発症予防効果、入院予防効果が確認されています。 対 象 者：●接種日当日に75歳以上の人 ※75歳以上の方は、標準量と高用量のどちらかを選択し、1回接種してください。 インフルエンザ（高用量）予防接種について、接種期間や接種料等の詳細は市ホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。																				
●場 所：草津市・栗東市の実施医療機関（P.8～10をご覧ください） ●持ち物：本人確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書等）、接種料 なお、接種料免除の人は「接種料免除可否決定通知書」を当日医療機関窓口で提示ください。		守山市・野洲市の実施医療機関でも事前手続きなしで接種していただけます！ それ以外の市町村にある医療機関で接種する場合は事前に健康増進課へ連絡が必要です（P.7☆参照）																				

- 場 所：草津市・栗東市の実施医療機関（P.8～10をご覧ください）
●持ち物：本人確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書等）、接種料
なお、接種料免除の人は「接種料免除可否決定通知書」を当日医療機関窓口で提示ください。

守山市・野洲市の実施医療機関でも事前手続きなしで接種していただけます！
それ以外の市町村にある医療機関で接種する場合は事前に健康増進課へ連絡が必要です（P.7☆参照）

◎高齢者の定期予防接種料の免除について

次の①、②の人は、上記高齢者の定期予防接種に係る接種料が免除になります。

①	市民税が非課税世帯または免除世帯の人	②	生活保護世帯の人
---	--------------------	---	----------

予防接種を受ける前に接種料免除の手続きが必要です。接種後の申請はお受けできません。

- 窓口、郵送ともに申請書を受け付けてから1週間程度で通知書を発送します。日程に余裕をもって健康増進課に申請書を提出してください。郵便事情により到着が遅れる場合がありますので、早めの申請をおすすめします。
- 審査後、「草津市接種料免除可否決定通知書」で通知します。「免除を認める」と書かれている人は接種時、医療機関の窓口で提示すると接種料が免除になります。通知書を持参されない場合は、接種料が免除になりません。

【窓口申請時の持ち物】

本人確認ができるもの（顔写真付きの物であれば1点、顔写真の無い物であれば2点）

※郵送の場合は、草津市接種料免除申請書類と本人確認書類のコピーが必要です。

※代理の人が届け出をする場合は、予防接種を受ける人と、代理の人それぞれの本人確認書類が必要です。

- 申請に代理の人が来られる場合や、健康増進課の窓口にお越しいただくことが難しい場合、手続きがご不明な場合は、

☎561-2323 にお問合せいただくかホームページをご覧ください。

郵送の場合の提出書類は
こちらからダウンロード



お知らせ

参考 R7 下記の紙面に 高用量の使用取りやめについて 記載してまいります。

高齢者の新型コロナウイルス予防接種・インフルエンザ予防接種料免除申請が始まります



	接種対象者	接種料免除対象者	接種料免除申請期間	接種期間	接種費用免除額
新型コロナウイルス予防接種	・接種日当日に65歳以上の人 ・接種日当日に60～64歳で厚生労働省指定の障害がある人 (詳しくは、かかりつけ医にご相談を)	左記の対象者のうち、生活保護世帯か、市民税非課税世帯または免除世帯の人	9月1日(月)～ 来年3月24日(火)	10月～ 来年3月	4,500円
インフルエンザ予防接種			9月1日(月)～ 12月19日(金)	10～12月	1,500円

他・草津・栗東・守山・野洲市以外での接種は、担当課へ事前に連絡してください
 ・高齢者の肺炎球菌予防接種・带状疱疹予防接種料の免除申請は現在受付中です

⑧ 接種する1週間前まで(必着)に、本人確認書類(顔写真付き1点、顔写真のないものは2点)を添えて、担当課の窓口か郵送で(接種後の申請不可)

⑨・問 健康増進課(2階) ☎561-2323、FAX561-0180



「歩きスマホ」や「ながらスマホ」はやめましょう

注意力が散漫になるため、事故の発生やひったくりなどの犯罪に巻き込まれる可能性がある大変危険な行為で、周囲に迷惑を掛ける場合があります。自分だけでなく他人も巻き込む危険性がある行為であることを忘れず、日頃から気を付けて行動しましょう。

⑨ 交通政策課(5階) ☎561-2343、FAX561-2487



募集 びわ湖マラソン2026 ランナー

琵琶湖岸の公道42.195kmを走る「びわ湖マラソン2026」を開催します。大会を支えるボランティアも同時募集します。

② 来年3月8日(日) 8:20～

③ 皇子山陸上競技場(大津市)～近江大橋～草津市・守山市湖岸道路～烏丸半島

⑤ ●マラソン 7,000人(先着順) ⑥ ●マラソン 1人15,000円

⑧ 10月31日(金)までに、大会公式ホームページから

※ボランティアは11月30日(日)まで

⑨・問 ・びわ湖マラソン大会実行委員会事務局(大津市) ☎528-3364、FAX528-4841
 ・スポーツ推進課(6階) ☎561-2432、FAX561-2488



募集 エコライフフェア草津2025 リユースマーケット出店者

ごみの減量と資源の有効利用を楽しく学べるイベントで、出店料は無料です。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

② 10月12日(日) 10:00～14:00

③ キラリエ草津1階 プロムナード(大路二)

④ 営利を目的としない個人か団体で、主催者が適当と認めた人

⑤ 15区画程度(1人1区画、屋外)(抽選)

⑧ 9月19日(金)まで(必着)に、郵便番号・住所・氏名(団体名)・電話(ファクス)番号・出店内容を書いて、事務局へ

⑨・問 ごみ問題を考える草津市民会議事務局(馬場町、クリーンセンター1階) ☎562-6361、FAX566-1694、✉shigen@city.kusatsu.lg.jp



在宅心身障害者(児)の紙おむつ購入費の助成



年間64,800円を限度として、購入費の9割まで助成します。

⑧ 在宅で、常に紙おむつを使用している3歳以上の重度心身障害者(児)で、次のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳1、2級(肢体不自由)か療育手帳A1、A2の交付を受けている

② ①と同程度の障害がある(障害程度の確認のため、紙おむつの使用証明書が必要)

⑨・1カ月の購入費の上限は、6,000円(入院・入所などの期間は対象外)

・日常生活用具給付事業(紙おむつ)を受けている人は、制度利用不可

⑧ 前期：9月1日(月)～30日(火)、後期：来年3月2日(月)～13日(金)に、所定の用紙・今年4月1日から申請時までの紙おむつ購入費の領収書の原本・身体障害者手帳か療育手帳の写し・申請者名義の預金通帳の写し・紙おむつ使用証明書(②の人のみ)・印鑑を持って、担当課に直接

⑨・問 障害福祉課(1階) ☎561-6972、FAX561-2480

(案)

事 務 連 絡
令和8年8月 日

一般社団法人 草津栗東医師会
会長 白波瀬 亙 様

草津市健康福祉部 健康増進課長
栗東市健康福祉部 健康増進課長

令和8年度高齢者インフルエンザ定期予防接種に係る高用量インフル
エンザワクチンの使用取りやめについて

両市の予防接種事業の実施について、日頃から格別の御協力をいただき、お
礼申しあげます。

さて、標記の件につきまして、令和8年10月から75歳以上を対象に高用
量インフルエンザワクチンを用いた定期接種の開始を予定していたところでご
ざいますが、今般、厚生労働省より別添のとおり、製造販売業者における製造
上の不具合等により流行期までの供給が困難であることから、令和8年度イン
フルエンザ定期予防接種に用いるワクチンとして高用量インフルエンザワクチ
ンを使用しない旨の通知がありました。

つきましては、令和8年度のインフルエンザにかかる定期の予防接種につい
て、貴医師会当該ワクチン実施医療機関に別紙のようにお知らせしますので、
御了知くださいますようお願いいたします

(お問合せ先)

草津市健康増進課

担当者：山下・井上

TEL:077 (561) 2323

栗東市健康増進課

担当者：市川

TEL:077 (554) 6100

(案)

事 務 連 絡
令和8年8月 日

定期予防接種実施医療機関長 様

草津市健康福祉部 健康増進課長
栗東市健康福祉部 健康増進課長

令和8年度高齢者インフルエンザ定期予防接種に係る高用量インフル
エンザワクチンの使用取りやめについて

両市の予防接種事業の実施について、日頃から格別の御協力をいただき、お
礼申しあげます。

さて、標記の件につきまして、令和8年10月から75歳以上を対象に高用
量インフルエンザワクチンを用いた定期接種の開始を予定していたところでご
ざいますが、今般、厚生労働省より別添のとおり、製造販売業者における製造
上の不具合等により流行期までの供給が困難であることから、令和8年度イン
フルエンザ定期予防接種に用いるワクチンとして高用量インフルエンザワクチ
ンを使用しない旨の通知がありました。

つきましては、令和8年度のインフルエンザにかかる定期の予防接種につい
ては、高用量インフルエンザワクチンの使用を取りやめ、従来どおり標準量イ
ンフルエンザワクチンのみの実施となりますので、御了知くださいますようお願い
いたします。

(お問合せ先)

草津市健康増進課

担当者：山下・井上

TEL:077 (561) 2323

栗東市健康増進課

担当者：市川

TEL:077 (554) 6100